

大阪府条例第八十七号

職員基本条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第一条 職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号。以下「法」という。)第二十七条第二項及び第二十八条第三項(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、府の職員(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条第二項に規定する地方警察職員を除く。)及び府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員(以下「職員」という。)の分限の事由並びに手続及び効果に関し必要な事項を定めるとともに、法第二十八条第一項に規定する降任又は免職の処分の基準を定めるものとする。</p> <p>(処分に当たつて考慮すべき事項)</p> <p>第二条 法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当する場合は、次に掲げる事項を総合的に考慮し、免職又は降任の処分をするか否か及びいずれの処分を選択するかを決定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 職員の勤務の状況又は結果 二 当該職員の経歴、性格、態度又は行動の態様、背景若しくは状況 三 社会環境その他職員の適格性を判断するた めに必要な事項 <p>2 法第二十八条第一項第二号の規定に該当する場合は、医師の診断の結果に基づき、心身の故障の回復の状況及び今後の職務の遂行の可否を判断し、降任又は免職の処分をするか否か及びいずれの処分を選択するかを決定するものとする。</p> <p>3 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合は、医師の診断の結果に基づき、心身の故障の状況及び今後の職務の遂行の可否を判断し、休職の処分をするか否かを決定するものとする。</p> <p>(降任又は免職の事由)</p> <p>第三条 職員が、次に掲げる場合に該当するとき、法第二十八条第一項第一号に該当するものとしてこれを降任し、又は免職することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 人事評価(職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十六号)第十四条第一項に規定する人事評価をいう。以下同じ。)が継続して任命権者が定める基準を下回る場合であつて、研修その他必要な措置を実施しても勤務実績の改 	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号。以下「法」という。)第二十七条第二項及び第二十八条第三項(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員(以下「職員」という。)の分限に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

善がない場合

二 担当すべきものとして割り当てられた職務を遂行してその職責を果たすべきであるにもかかわらず、その実績が良くないと認められる場合

2 職員が、将来回復の可能性のない、又は法第二十八條第二項第一号による休職の期間中には回復の見込みが少ない長期の療養を要する疾病のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなるときは、同條第一項第三号に該当するものとして、これを降任し、又は免職することができる。

3 職員が、次に掲げる場合に該当するときは、法第二十八條第一項第三号に該当するものとして、これを降任し、又は免職することができる。

一 第六條第六項の命令に従わなかった場合

二 一月以上行方が不明である場合（正当な理由なく欠勤をした場合又は災害によることが明らかなる場合を除く。）

三 簡単に矯正することのできない持続性の高い素質、能力若しくは性格に起因してその職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障を生ずる蓋然性が高いと認められ、職員として必要な適格性を欠くと認められる場合

第四條 (略)

(降任又は免職の基準)

第五條 第三條に規定する場合において、当該職員が現に就いている職に求められる役割を果たすことが困難で、下位の職であれば良好な職務の遂行を期待することができるときは職務の遂行能力に応じた職に降任させるものとし、現に就いている職だけではなく、公務員として通常要求される勤務成績又は適格性を欠くときは免職とする。

(任命権者が講ずる措置)

第六條 任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。以下同じ。）は、次に掲げる職員（以下この条において「対象職員」という。）に対し、必要な措置を講じなければならない。ただし、対象職員の行方が不明となった場合その他これらの措置を講ずることができない場合は、この限りでない。

一 人事評価の結果の区分が二年以上継続して最下位の区分であつて、勤務実績が良くないと認められる職員

二 出勤の状況が不良で、業務に著しい支障を及ぼす職員

三 正当な理由なく上司の職務上の命令に従わない職員

四 法第二十八條第二項第一号の規定による休職をしている職員であつて、休職期間が通算三年に達するにもかかわらず、なお心身の故障が回復せず、今後も職務の遂行に支障がある職員

五 上司その他の職員又は府民に対し、暴力、暴言又は中傷を繰り返す職員

六 前各号に掲げるもののほか、法第二十八條第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するおそれがある職員

第二條 (略)

2| 任命権者は、前項の対象職員^{（一）}の勤務の状況及び対象職員に対する指導又は注意の状況の記録並びに資料の収集を行うものとする。

3| 第一項の対象職員^{（一）}に対し講ずる措置は、次のいずれかに掲げるとおりとする。

- 一 注意又は指導を繰り返すこと。
- 二 転任その他担当する業務の見直しを行うこと。
- 三 医師の診断を受けるよう勧奨すること。
- 四 研修その他改善のために必要な措置を行うこと。

4| 任命権者は、前項の措置を講じたにもかかわらず、対象職員^{（一）}の勤務実績が良くない状態又は適性を欠くと認められる状態が改善されない場合は、当該対象職員^{（一）}に対し、降任又は免職の処分が行われることがあることを文書で警告し、これらの改善を促すものとする。

5| 任命権者は、職員が第三項第四号の研修の受講を拒んだ場合には、研修の受講を命ずる職務上の命令を発することができる。

6| 任命権者は、職員が次条第二項の診断を拒んだ場合又は故意に当該診断を受けない場合は、診断を受けるよう職務上の命令をすることができる。

（降任 免職又は休職の手続）

第七条 任命権者は、法第二十八条第一項第一号又は第三号の規定により降任又は免職の処分をしようとする場合においては、関係者その他適当と認める者の意見を聴くものとする。

2| **（略）**

3| 任命権者は、職員基本条例第二十五条第三項の規定により大阪府人事監察委員会（同条例第四十条第一項に規定する大阪府人事監察委員会をいう。）の意見を聴いて、法第二十八条第一項の規定による降任又は免職の処分をするか否か及び処分の内容を決定するものとする。

4| **（略）**

5| 前項の規定による書面の交付をする場合において、当該処分を受けるべき職員^{（一）}の所在が知れないときは、同項の規定による書面の交付を、当該職員^{（一）}の氏名及び同項の書面をいつでも当該職員^{（一）}に交付する旨を任命権者に係る事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該書面が当該職員^{（一）}に到達したものとみなす。

6| 任命権者は、前各項に定めるもののほか、降任、免職又は休職の処分の手続に関し必要な事項を別に定めるものとする。

（廃職又は過員による降任又は免職）

第八条 法第二十八条第一項第四号の規定による降任又は免職の処分は、転任その他の方法によつても過員が生ずる場合にすることができる。

2| 任命権者は、前項の処分を行う必要があると認められる廃職又は過員を生ずる職制若しくは定員の改廃又は予算の減少に関する計画を定める場合は、議決を要するものを除き、その要旨を議

第三条 任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。以下同じ。）は、法第二十八条第一項第一号又は第三号の規定により職員^{（一）}の意に反する降任又は免職の処分をしようとする場合においては、関係者その他適当と認める者の意見を聴く等、公正を期さなければならない。

2| **（略）**

3| **（略）**

<p>3 会に報告するものとする。</p> <p>4 任命権者は、前項の計画を実施する場合は、対象となる職員の転任に努めなければならない。この場合において、職種を変更する転任に必要な能力の実証は、適正に行わなければならない。</p> <p>5 任命権者は、第一項の規定により免職する場合は、あらかじめ相当の範囲で職員に退職を勧奨しなければならない。</p> <p>6 任命権者は、第一項の規定により免職する場合は、勤務成績、勤続年数、生計の状況等を総合的に考慮して、公正に行わなければならない。</p> <p>7 前条第三項の規定は、第一項の規定により職員を免職する場合について準用する。</p> <p>8 任命権者は、事業の全部又は一部を国その他公共団体以外の法人又は部事務組合に譲渡し、又は移管する場合において、当該事業に従事する職員に事業の譲渡又は移管を受けた者に就職する機会が与えられているときは、原則として当該職員を免職することができる。</p> <p>9 任命権者は、第一項又は前項の規定により免職する職員について、職員の退職管理に関する条例（平成二十三年大阪府条例第六号）第二条に規定する人材バンク制度その他別に条例で定めるところにより府以外の法人その他のものに雇用されるよう支援に努めるものとする。</p>	<p>3 会に報告するものとする。</p> <p>4 任命権者は、前項の計画を実施する場合は、対象となる職員の転任に努めなければならない。この場合において、職種を変更する転任に必要な能力の実証は、適正に行わなければならない。</p> <p>5 任命権者は、第一項の規定により免職する場合は、あらかじめ相当の範囲で職員に退職を勧奨しなければならない。</p> <p>6 任命権者は、第一項の規定により免職する場合は、勤務成績、勤続年数、生計の状況等を総合的に考慮して、公正に行わなければならない。</p> <p>7 前条第三項の規定は、第一項の規定により職員を免職する場合について準用する。</p> <p>8 任命権者は、事業の全部又は一部を国その他公共団体以外の法人又は部事務組合に譲渡し、又は移管する場合において、当該事業に従事する職員に事業の譲渡又は移管を受けた者に就職する機会が与えられているときは、原則として当該職員を免職することができる。</p> <p>9 任命権者は、第一項又は前項の規定により免職する職員について、職員の退職管理に関する条例（平成二十三年大阪府条例第六号）第二条に規定する人材バンク制度その他別に条例で定めるところにより府以外の法人その他のものに雇用されるよう支援に努めるものとする。</p>
<p>(休職の効果)</p> <p>第九条 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、第四条の規定に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも三年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十条・第十一条 (略)</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第四条 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、第二条の規定に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも三年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第五条・第六条 (略)</p>

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第二条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>職員の懲戒に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号以下「法」という。）第二十九条第四項（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、府の職員（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第二項に規定する地方警察職員を</p>	<p>職員の懲戒の手續及び効果に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号以下「法」という。）第二十九条第四項（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人</p>

除く。)及び府が設立した地方独立行政法人法第二十条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員(以下「職員」という。)の懲戒の手続及び効果に關し必要な事項を定めるとともに、懲戒処分の基準を定めるものとする。

(懲戒処分の基準)

第二条 別表の中欄に掲げる行為(法第二十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をいう。以下「非違行為」という。)をした職員に対する標準的な懲戒処分の種類は、同表の下欄に定めるとおりとする。

2 任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。以下同じ。)は、職員が別表の中欄に掲げる非違行為以外の非違行為をしたときは、当該非違行為に類似する同欄に掲げる非違行為に対する懲戒処分の取扱いを参考にして、当該非違行為に対する懲戒処分を決定することができる。

3 任命権者は、別表の中欄に掲げる非違行為をした職員に対し、懲戒処分をするときは、当該職員をした非違行為の態様及び結果、動機、故意若しくは過失の別又は悪質性の程度、当該職員の職責、当該違反行為の前後の当該職員の態度、他の職員又は社会に与える影響その他懲戒処分の検討にあたり必要な事項を考慮し、懲戒処分をするか否か及びいずれの懲戒処分を選択するかを決定するものとする。

4 任命権者は、懲戒処分をする場合において、複数の非違行為に該当するとき又は虚偽の報告を行ったときその他処分を加重すべき事情があるときは、これらの規定によりすることのできる懲戒処分より重い懲戒処分をすることができる。

5 任命権者は、懲戒処分をする場合において、非違行為が発覚する前に職員自らが申し出たときその他処分を軽減すべき事情があるときは、これらの規定によりすることのできる懲戒処分より軽い懲戒処分をすることができる。

(監督責任)

第三条 任命権者は、職員が懲戒処分を受ける場合において、当該職員を指導し、又は監督する立場にある職員が、当該職員に対する適切な指導又は監督を怠ったときは、戒告又は減給の懲戒処分をすることができるものとする。ただし、当該職員が行為を隠したときその他重大な責任がある場合は、停職又は免職とすることができる。

2 任命権者は、前項の懲戒処分をするときは、当該非違行為を行った部下の職員に対する懲戒処分の内容、当該部下の職員への指導の有無、他の職員又は社会に与える影響その他懲戒処分の検討に当たり必要な事項を総合的に考慮し、懲戒処分をするか否か及びいずれの懲戒処分を選択するかを決定するものとする。

3 前条第四項及び第五項の規定は、監督責任による懲戒処分を決定する場合について準用する。

(懲戒の手続)

第四条 任命権者は、懲戒処分をしようとする場合においては、関係者その他適当と認める者の意見を

(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員(以下「職員」という。)の懲戒の手続及び効果に關し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手続)

第二条 任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)は、法第二十九条第二項第二号又は第

を聴くものとする。

- 2 | 任命権者は、職員基本条例（平成二十四年大阪府条例第八十六号）第二十六条第三項の規定により大阪府人事監察委員会（同条例第四十条第一項に規定する大阪府人事監察委員会をいう。）の意見を聴いて、懲戒処分をするか否か及びいずれの懲戒処分を選択するかを決定するものとする。
- 3 | 懲戒処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。
- 4 | 前項の規定による書面の交付をする場合において、当該処分を受けるべき職員の所在が知れないときは、同項の規定による書面の交付を、当該職員の氏名及び同項の書面をいつでも当該職員に交付する旨を任命権者に係る事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該書面が当該職員に到達したものとみなす。

（懲戒処分の公表）

第五条 任命権者は、懲戒処分をした場合は、次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。

- 一 | 懲戒処分をした年月日
- 二 | 懲戒処分の内容
- 三 | 懲戒処分の理由
- 四 | 懲戒処分を受けた職員が勤務する部の名称又は学校の種類、職級及び職種（事務又は技術の区分に限る。）及び年齢

- 2 | 任命権者は、職員を懲戒処分として免職した場合、当該職員を刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百三十条の規定により告訴し、若しくは同法第二百二十九条の規定により告発した場合又は罪を犯し警察等により職員の氏名が既に公表されている場合で、特に必要と認めるときは、前項各号に掲げる事項のほか、当該職員の氏名及び勤務する所属の名称を公表するものとする。
- 3 | 前二項の規定にかかわらず、任命権者は、懲戒処分を受けた職員の行為による被害者が前二項の規定による公表を求めない場合、公表することにより被害者が特定される可能性が大きい場合その他被害者の人権に十分配慮する必要があると任命権者が認めるときは、前二項の懲戒処分をしたことを公表しないことができる。

（戒告の効果）

第六条 戒告は、職員の非違行為の責任を確認し、及びその将来を戒めるものとする。

第七条・第八条 （略）

（懲戒処分を受けた者に対する指導等）

第九条 任命権者は、懲戒処分（免職を除く。）を受けた職員に対し、必要な指導を行うとともに、非違行為を反省し、今後非違行為を行わないことの誓約をさせることができる。

三号の規定により懲戒処分をしようとする場合においては、関係者その他適当と認める者の意見を聴くなど、公正を期さなければならない。

- 2 | 戒告、減給、停職又は免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

第三条・第四条 （略）

第十条 (略)

第五条 (略)

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第二条関係)

項	非 違 行 為	標準的な懲戒処分 の種類
一	正当な理由なく十日以内の間欠勤すること。	戒告又は減給
二	正当な理由なく十一日以上二十日以内の間欠勤すること。	減給又は停職
三	正当な理由なく二十一日以上の間欠勤すること。	停職又は免職
四	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠くこと。	戒告
五	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をすること。	戒告又は減給
六	五の項の虚偽の申請を繰り返し行うこと。	停職又は免職
七	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせること。	戒告又は減給
八	七の項のうち、常習的に職場を離脱し、公務の運営に重大な支障を生じさせること。	停職又は免職
九	他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱すこと。	減給又は停職
十	他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱すこと。	戒告又は減給
十一	法第三十六条第一項及び第二項の規定に違反して、政治的行為をすること。	戒告又は減給
十二	法第三十六条第三項の規定に違反して、政治的行為をするよう職員に求める等の行為をすること。	減給又は停職
十三	法第三十七条第一項前段の規定に違反して、争議行為をし、又は職場の活動能率を低下させる怠業的行為をすること。	戒告又は減給
十四	法第三十七条第一項後段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、唆し、若しくはあおること。	停職又は免職
十五	職務上知り得た重要な秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせること。	停職又は免職
十六	守秘義務が課されている職務上の事項について、故意に漏らすこと。	戒告又は減給

十七	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人情報 が記録された文書等を収集し、又は職務上知り得た個人情報 を流出させること。	戒告又は減給
十八	府が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業 者その他の者に談合を唆し、事業者その他の者に予定価格等の入 札等に関する秘密を教示し、又はその他の方法により入札等の公 正を害する行為をすること。	停職又は免職
十九	法第三十八条第一項の規定に違反する行為をすること。	戒告又は減給
二十	暴行若しくは脅迫を用い、又は職場における上司、部下等の関係 に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び、若 しくはわいせつな行為をすること。	停職又は免職
二十一	相手の意に反することを認識した上で、わいせつな発言、性的な 内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接 触、つきまとい等の性的な言動（以下「性的な言動」という。） をすること。	戒告又は減給
二十二	二十一の項のうち、常習的に性的な言動をすること。	減給又は停職
二十三	二十二の項のうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による 精神疾患に罹患させること。	停職又は免職
二十四	児童又は生徒にわいせつな行為をすること。	免職
二十五	児童又は生徒に体罰をすること。	戒告、減給又は停職
二十六	相手の意に反することを認識した上で、児童又は生徒に性的な言 動をすること。	戒告、減給又は停職
二十七	二十六の項のうち、常習的に性的な言動をすること。	免職
二十八	二十六の項のうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による 精神疾患に罹患させること。	免職
二十九	職務に関して賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をすること。 と。	免職
三十	職務に関係して利害を有する者から金銭、物品等の贈与又は貸与 を受けること。	戒告又は減給
三十一	三十の項のうち、定期的に金銭、物品等の贈与又は貸与を受ける こと。	停職又は免職
三十二	公金又は公物を横領すること。	免職
三十三	公金又は公物を窃取すること。	免職
三十四	人を欺いて公金又は公物を交付させること。	免職

三十五	公金又は公物を紛失すること。	戒告
三十六	重大な過失によって公金又は公物の盗難にありこと。	戒告
三十七	故意に職場において公物を損壊すること。	戒告又は減給
三十八	過失により職場において公物に係る火災を引き起こすこと。	戒告
三十九	故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして給料、諸手当等を不正に受給すること。	減給又は停職
四十	故意に公金等の不適正な会計処理を行い、現金等を捻出すること。	停職又は免職
四十一	故意に公金等の不適正な会計処理を行い、公金等を本来使用すべき目的又は用途以外の業務に使用すること。	減給又は停職
四十二	公金等を不適正に管理すること又は公金等に関する虚偽の報告を行うこと。	戒告又は減給
四十三	職場の電子計算機を職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせること。	戒告又は減給
四十四	放火をすること。	免職
四十五	人を殺すこと。	免職
四十六	人の身体を傷害すること。	減給又は停職
四十七	暴行を加え、又はけんかをすること（人の身体を傷害するに至らなかった場合に限る。）。	戒告又は減給
四十八	故意に人の物を損壊すること。	戒告又は減給
四十九	自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領すること。	停職又は免職
五十	他人の財物を窃取すること。	停職又は免職
五十一	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取すること。	免職
五十二	遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領すること。	戒告、減給又は停職
五十三	人を欺き、又は恐喝して財物を交付させること。	停職又は免職
五十四	賭博をすること。	戒告、減給又は停職

五十五	五十四の項のうち、常習的に賭博をすること。	停職又は免職
五十六	麻薬、覚醒剤等を所持し、又は使用すること。	免職
五十七	酩酊し、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野な、又は乱暴な言動をすること。	戒告又は減給
五十八	十八歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をすること。	停職又は免職
五十九	公共の乗物又は場所において痴漢行為、盗撮等をする事。	停職又は免職
六十	五十九の項のうち、常習的に痴漢行為、盗撮等をする事。	免職
六十一	暴行若しくは脅迫を用い、又は心神喪失若しくは抗拒不能に乗じてわいせつな行為をすること。	免職
六十二	酒酔い運転をすること。	免職
六十三	酒気帯び運転をすること。	停職又は免職
六十四	酒気帯び運転により人身、対物損壊等の事故を起こすこと。	免職
六十五	酒酔い運転又は酒気帯び運転となることを知りながら、運転する者に飲酒を勧めること又は酒酔い運転又は酒気帯び運転の車に同乗すること。	減給、停職又は免職
六十六	交通事故（六十二の項から六十五の項までに係るものを除く。）により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせること。	減給、停職又は免職
六十七	六十六の項のうち、交通事故を起こし、講ずべき措置を怠ること。	停職又は免職
六十八	交通事故（六十二の項から六十五の項までに係るものを除く。）により多数の人に傷害を負わせること。	戒告又は減給
六十九	六十八の項のうち、交通事故を起こし、講ずべき措置を怠ること。	減給又は停職
七十	著しい速度超過等の悪質な交通法規違反（六十二の項から六十五の項までに係るものを除く。）をすること。	戒告、減給又は停職
七十一	七十の項のうち、当該交通法規違反が原因となる事故を起こし、講ずべき措置を怠ること。	停職又は免職

（職員の退職管理に関する条例の一部改正）

第三条 職員の退職管理に関する条例（平成二十三年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(再就職の支援の方針)</p> <p>第二条 府における職員の再就職の支援については、府の人材バンク制度(営利企業(商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。以下同じ。))又は営利企業以外の法人その他の団体(国、国際機関、他の地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「公共団体等」という。))を含む。以下この条及び第七条において同じ。))からの職員に対する求人に係る情報及び職員からの営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体に対する求職に係る情報をそれぞれに提供することにより、再就職を支援する仕組みをいう。以下同じ。))その他のこの条例の定めるところによることとする。</p>	<p>(再就職の支援の方針)</p> <p>第二条 府における職員の再就職の支援については、知事が特に必要と認めるものを除き、府の人材バンク制度(営利企業(商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。以下同じ。))又は営利企業以外の法人その他の団体(国、国際機関、他の地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「公共団体等」という。))を含む。以下この条及び第七条において同じ。))からの職員に対する求人に係る情報及び職員からの営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体に対する求職に係る情報をそれぞれに提供することにより、再就職を支援する仕組みをいう。))によることとする。</p>
<p>(再就職者による依頼等の規制)</p> <p>第三条 職員であつた者であつて離職後に営利企業等(営利企業及び営利企業以外の法人その他の団体(公共団体等を除く。))をいう。以下この条、第十一条及び第十三条において同じ。))の地位に就いている者(退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者(以下「退職手当通算離職者」という。))を除く。以下「再就職者」という。))は、離職前五年間に在職していた府の執行機関の組織(当該執行機関(当該執行機関の附属機関を含む。))の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。))又は議会の事務局(以下「府の執行機関の組織等」という。))の職員に対し、府と当該営利企業等若しくはその子法人(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。))との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第二号に規定する処分に関する事務(以下「契約等事務」という。))であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。</p>	<p>(再就職者による依頼等の規制)</p> <p>第三条 職員であつた者であつて離職後に営利企業等(営利企業及び営利企業以外の法人その他の団体(公共団体等を除く。))をいう。以下同じ。))の地位に就いている者(退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者(以下「退職手当通算離職者」という。))を除く。以下「再就職者」という。))は、離職前五年間に在職していた府の執行機関の組織(当該執行機関(当該執行機関の附属機関を含む。))の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。))又は議会の事務局(以下「府の執行機関の組織等」という。))の職員に対し、府と当該営利企業等若しくはその子法人(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。))との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第二号に規定する処分に関する事務(以下「契約等事務」という。))であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。</p>
<p>2 7 (略)</p>	<p>2 7 (略)</p>
<p>第八条 (略)</p>	<p>第八条 (略)</p>
<p>(職員の勤続期間)</p> <p>第九条 職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十六号)第三十二条第一項の条例で定める勤続期間は、府に採用された日から離職した日</p>	

までの期間（退職手当通算予定職員（第三条第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。））として退職手当通算法人（同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の地位に就いていた期間を含む。）とする。

（出資法人等への再就職の禁止の適用除外）

第十条 職員基本条例第三十二条第二項第三号の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）その他の法令の定める職業の安定に関する事務による場合
- 二 職員の分限に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十一号）第八条第八項の規定による支援による場合
- 三 職員基本条例第三十二条第一項各号に規定する法人が行う公募による場合
- 四 退職手当通算予定職員として退職手当通算法人の地位に就く場合

（他の職員についての依頼等の規制）

第十一条 職員基本条例第三十三条の条例で定める行為は、職員が、営利企業等に対し、他の職員をその離職後に、又は職員であつた者を、当該営利企業等又はその子法人（第三条第一項に規定する子法人をいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的としてする次の行為とする。

- 一 当該職員又は職員であつた者に関する情報を提供し、又は当該地位に関する情報の提供を依頼すること。
- 二 当該職員をその離職後に、又は職員であつた者を、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを要求し、又は依頼すること。

2 職員基本条例第三十三条ただし書に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 人材バンク制度により再就職の支援を行う場合
- 二 職員基本条例第三十二条第二項第二号の規定により出資法人等の役員等の地位に知事が推薦する事務として行う場合
- 三 職業安定法その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合
- 四 職員の分限に関する条例第八条第八項の規定による支援として行う場合
- 五 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合

（地方警察職員への適用除外）

第十二条 前三条の規定は、職員のうち警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第二項に規定する地方警察職員である職員については、適用しない。

第十三条・第十四条 （略）

第九条・第十条 （略）

附 則

- 1 (略)
- 2 (地方警察職員への適用期日)
- 2 職員のうち警察法第五十六条第二項に規定する地方警察職員である職員については、第二条、第七条及び第八条の規定は、平成二十四年三月三十一日から適用する。

附 則

- 1 (略)
- 2 (地方警察職員への適用期日)
- 2 職員のうち警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条第二項に規定する地方警察職員である職員については、第二条、第七条及び第八条の規定は、平成二十四年三月三十一日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、同年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為に係る法第二十八条第一項及び第二項に規定する処分については、第一条の規定による改正後の職員の分限に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為に係る法第二十九条第一項に規定する処分については、第二条の規定による改正後の職員の懲戒に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休職者の給与)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 職員が職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)第四条各号に掲げる理由に該当して休職にされたとき(次項に掲げるときを除く。)は、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十以内を支給することができる。</p> <p>6 職員が職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)第二条各号に掲げる理由に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p> <p>7 (略)</p>	<p>(休職者の給与)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 職員が職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)第二条各号に掲げる理由に該当して休職にされたとき(次項に掲げるときを除く。)は、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十以内を支給することができる。</p> <p>6 職員が職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)第二条各号に掲げる理由に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p> <p>7 (略)</p>

(職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例の一部改正)

5 職員の給料及び管理職手当の特例に関する条例(平成二十三年大阪府条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の給料の特例)</p> <p>第一条 職員(次条第一項に規定する第一号任期付研究員、第二号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。以下この条において同じ。)の給料の月額は、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。)及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年大阪府条例第十三号。以下「給与条例等一部改正条例」という。)附則第七項から第九項まで並びに職員の育児休業等に関する条例(平成四年大阪府条例第一号)第二十一条、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号)第十六条第二項、職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年大阪府条例第百四十七号)第三条第一項、職員の懲戒に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十二号)第七條、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年大阪府条例第一号)第四条第一項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十一号)第四条、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十四条並びに公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和三十二年法律第百十七号)の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、これらの額の当該各号に定める割合に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p> <p>一 一九 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(任期付研究員等の給料の特例)</p> <p>第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号。以下この項において「任期付研究員採用等条例」という。)第四条に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号。以下この項において「任期付職員採用等条例」という。)第六条第一号に規定する特定任期付職員の給料の月額は、特例期間において、任期付研究員採用等条例第五条第一項、第二項、第四項及び第五項、任期付職員採用等条例第七条第一項、第三項及び第四</p>	<p>(職員の給料の特例)</p> <p>第一条 職員(次条第一項に規定する第一号任期付研究員、第二号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。以下この条において同じ。)の給料の月額は、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。)及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年大阪府条例第十三号。以下「給与条例等一部改正条例」という。)附則第七項から第九項まで並びに職員の育児休業等に関する条例(平成四年大阪府条例第一号)第二十一条、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号)第十六条第二項、職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年大阪府条例第百四十七号)第三条第一項、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十二号)第三条、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年大阪府条例第一号)第四条第一項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十一号)第四条、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十四条並びに公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和三十二年法律第百十七号)の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、これらの額の当該各号に定める割合に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p> <p>一 一九 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(任期付研究員等の給料の特例)</p> <p>第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号。以下この項において「任期付研究員採用等条例」という。)第四条に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号。以下この項において「任期付職員採用等条例」という。)第六条第一号に規定する特定任期付職員の給料の月額は、特例期間において、任期付研究員採用等条例第五条第一項、第二項、第四項及び第五項、任期付職員採用等条例第七条第一項、第三項及び第四</p>

項、給与条例、職員の育児休業等に関する条例第二十一条、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十六条第二項、職員の高齢者部分休業に関する条例第三条第一項、職員の懲戒に関する条例第七条、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第四条第一項並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第四条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、これらの額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

一―三 (略)

2 (略)

項、給与条例、職員の育児休業等に関する条例第二十一条、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十六条第二項、職員の高齢者部分休業に関する条例第三条第一項、職員の懲戒の~~手続及び効果~~に関する条例~~第三条~~、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第四条第一項並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第四条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に~~応じ~~、これらの額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

一―三 (略)

2 (略)

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

6 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成七年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次休暇)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2―5 (略)</p> <p>6 職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)第四条第一号に規定する事由に該当し休職にされ復職した職員、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十一号)第二条第三項第一号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第九十一条第三項の職員の派遣後職務に復帰した職員その他任命権者が人事委員会と協議して定める職員のその年の年次休暇の日数は、人事委員会規則で定める。</p> <p>7 (略)</p>	<p>(年次休暇)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2―5 (略)</p> <p>6 職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)第二条第一号に規定する事由に該当し休職にされ復職した職員、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十一号)第二条第三項第一号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第九十一条第三項の職員の派遣後職務に復帰した職員その他任命権者が人事委員会と協議して定める職員のその年の年次休暇の日数は、人事委員会規則で定める。</p> <p>7 (略)</p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

7 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (昭和六十三年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

一―四 (略)

五 地方公務員法第二十八条第二項各号若しくは職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)第四条(府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和三十二年大阪府条例第二十九号)の規定においてその例による場合を含む。以下同じ。)各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第二十九条第一項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第三十五条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

一―四 (略)

五 地方公務員法第二十八条第二項各号若しくは職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)第二条(府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和三十二年大阪府条例第二十九号)の規定においてその例による場合を含む。以下同じ。)各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第二十九条第一項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第三十五条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

8 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 地方公務員法第二十八条第二項各号若しくは職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)第四条(府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和三十二年大阪府条例第二十九号)の規定においてその例による場合を含む。以下同じ。)各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第二十九条第一項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第三十五条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>3 (略)</p> <p>(派遣職員の職務への復帰)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 派遣職員が地方公務員法第二十八条第二項各号のいずれか又は職員の分限に関する条例第四条第二号に該当することとなった場合</p> <p>五 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一―四 (略)</p> <p>五 地方公務員法第二十八条第二項各号若しくは職員の分限に関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一号)第二条(府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和三十二年大阪府条例第二十九号)の規定においてその例による場合を含む。以下同じ。)各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第二十九条第一項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第三十五条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>3 (略)</p> <p>(派遣職員の職務への復帰)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 派遣職員が地方公務員法第二十八条第二項各号のいずれか又は職員の分限に関する条例第二条第二号に該当することとなった場合</p> <p>五 (略)</p>

(府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)

9 府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和三十二年大阪府条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

